

# 仕 様 書

令和7年度東近江農地整備事業所自立型屋外掲示板更新業務は下記の仕様による。

## 1 業務の範囲

東近江農地整備事業所敷地内の屋外掲示板の更新を行うこと。

## 2 履行場所

〒527-0023 滋賀県東近江市八日市緑町 11-24  
近畿農政局東近江農地整備事業所

## 3 業務内容

本業務の内容は以下のとおりであり、位置・詳細については別紙写真のとおりである。

### ・自立型屋外掲示板更新業務

現在、東近江農地整備事業所内に設置されている屋外掲示板を撤去し、同様の場所に新たに屋外掲示板（以下参考商品）を設置すること。参考商品以外を設置する場合は、事前に監督職員の承諾を得ること。

参考商品：TRUSCO 屋外掲示板シルバーアルミ製 1830×100×930

【FUK36 又は FUK36H（既存掲示板の柱利用）】

掲示板寸法：W1830×H930（mm）

※新たに設置する掲示板については既存掲示板の柱を再利用することも可能とする。

撤去した既存掲示板については、受注者において処分することとする。

## 4 業務の履行

受注者は、上記作業の実施日をあらかじめ発注者に通知し、承認を得るものとする。

## 5 履行期限

令和8年3月30日

## 6 環境配慮のチェック・要件化

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

- (1) みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。
- (2) エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。
- (3) 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものとの調達に努めること。

## 7 成果物の提出

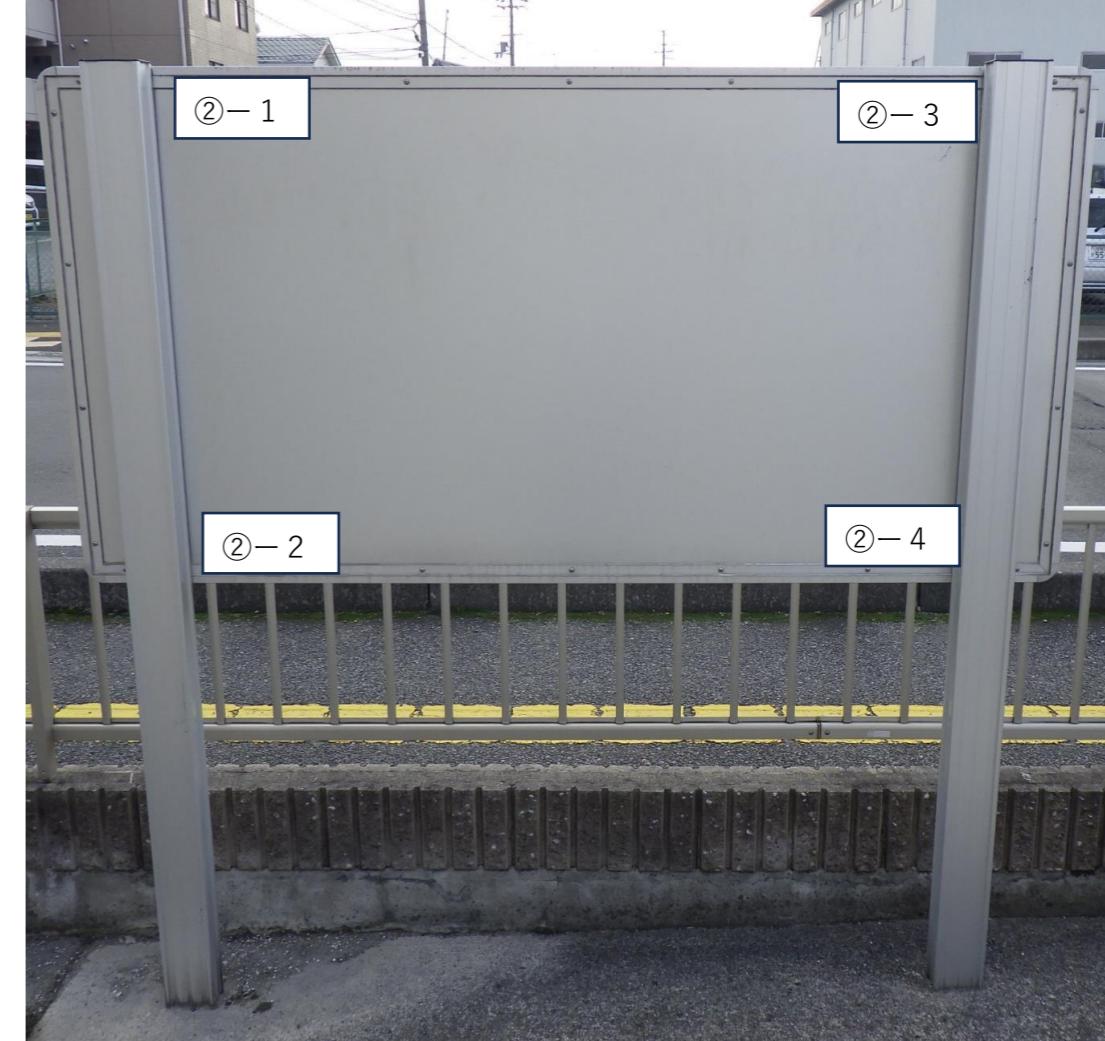
本業務の施工前、施行中、施行後の状況を写真撮影し、A4 サイズの用紙に写真帳として出

力したものを、紙ファイル綴じにして 1 部提出すること。

## 8 その他

- (1) 発生材は関係法令を遵守し、受注者が適切に運搬・処分すること。
- (2) 必要な資材機器等は、受注者が準備するものとする。
- (3) 故障等異常が発生した場合においては状況を確認し、監督職員に報告を行うこと。
- (4) 受注者の不注意により破損が生じた場合は、受注者の負担で原形に復旧させること。
- (5) 本業務の実施にあたり定めなき事項及び疑義が生じた場合は、担当職員と協議するものとする。
- (6) 業務完了後、検査職員の検査を受けること。
- (7) 代金の支払いについては、受注者が提出する適法な請求書を受理した日より起算して 30 日以内の日に支払うものとする。

別紙

写真	① 既存掲示版表面	② 既存掲示板裏面	
	 <p>1830mm</p> <p>930mm</p>	 <p>②-1</p> <p>②-2</p> <p>②-3</p> <p>②-4</p>	
掲示板柱、掲示板接続部			
②-1	②-2	②-3	②-4
			